入札・契約制度の改正について

本市の入札・契約制度については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨、本市入札適正化委員会からの意見を踏まえ、入札・契約事務の透明性、競争性の促進及び不正行為の排除の徹底を図るなど、必要な見直しを行ってきました。

引続き、入札・契約制度の適正化を図るとともに、地元建設業の振興と地域経済の活性化に配慮し、次のとおり改正するものです。

1 予定価格の事後公表(試行)の見直し

(1) 見直しの内容

入札結果を検証した結果、平成24年度においては予定価格事後公表の試行を取りやめることとする。なお、予定価格事前公表の弊害が生じていないか継続して検証する。

(2) 試行概要

ア 期間 平成22年6月から平成24年3月

イ 対象 予定価格50,000千円以上及び総合評価落札方式案件

ウ 件数 15件

2 舗装工事の取扱い

舗装工作物の品質を確保するために、舗装施工管理技術者の有資格者の配置を資格要件とする。(別紙のとおり)

3 総合評価落札方式(特別簡易型)試行に伴う評価項目の改正

平成24年1月30日に本市と栃木県電気工事業工業組合とで「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結したことに伴い、平成24年4月から、評価項目のうち防災協定に関する団体に追加する。

現行:足利市建設業協力会、足利市上下水道設備事業協同組合

追加:栃木県電気工事業工業組合

4 地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の改正

地域建設業経営強化融資制度を利用する際に必要となる、債権譲渡に関する手続きを定めた本要領の適用期間を、地域建設業経営強化融資制度の適用期間の延長に対応させる。

改正	現 行
平成21年3月27日~	平成21年3月27日~
平成25年3月末日	平成24年3月末日

5 電子入札の拡大

平成21年6月に導入した電子入札の対象を、年次スケジュールに基づき、 平成24年4月から、130万円以上の建設工事及び建設工事に伴う業務委 託(市内・準市内・市外業者)に拡大する。

工種	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
土木	A・B級一般 1千万円以上		411	
建築	A級、一般 25百万以上	一般	一 般 500 万円以上	一般
電気	A級、一般	500 万円以上	指名	500 万円以上
管	15百万以上		130 万円以上	指名
造 園	一般		130万円以上	130 万円以上
舗 装	1千万円以上			130 万百灰工
その他				
委 託				

6 建築一式工事の取扱い(平成23年度と同様)

建築一式工事については、各等級の登録業者数が少ないので、競争性を確保するため、参加資格を次のとおりとする。

金 額 (万円)	参加資格	発注基準
2,500~	A	A
1,500~2,500	A+B	A+B
1,000~1,500	$\underline{A} + \underline{B}$	В
800~1,000	B+C	B+C
500~800	$\underline{B} + \underline{C}$	С
~500	С	C

足利市が発注する建設工事における舗装施工管理技術者の配置について

1 主旨

本市が発注する建設工事において、舗装工事の施工、品質管理等を適正に行い、舗装工作物の品質確保を図るため、舗装に関する資格を有する技術者(舗装施工管理技術者の有資格者(以下、「舗装技術者」という。))の配置を求めることとする。

2 舗装技術者の役割

舗装技術者は、舗装工の施工時において当該工事の現場に従事し、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たるものとする。

3 対象となる工事

舗装技術者の配置を求める工事は次のいずれかとする。

- (1)舗装工事として発注するもの
- (2) 土木一式工事及び管工事として発注するもので舗装工を含むもの

4 舗装技術者の資格等

舗装技術者は、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、舗装施工管理 技術者資格試験に合格して、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けた1級又は2級 舗装施工管理技術者とする。

5 経過措置

本制度の施行に伴い、事業者の技術者の確保等の観点から次の経過措置を行う。

(1) 導入時期

平成24年10月から

(2) 導入業種及び予定価格

当面の間は、舗装工事で予定価格500万円(税込)以上の案件とし、順次拡大していく。

(3)舗装技術者の配置形態

当面の間は、舗装工事として発注するものについて、舗装工を下請負人により施工する場合においては、当該下請負人(第一次下請に限る。)から舗装技術者を選任することを認めることとする。

6 完全導入までのスケジュール

時期	範囲	予定価格(税 込)	下請からの 技術者の選任
平成24年10月から	舗装工事として発注するもの	500万円以上	可
平成27年4月から	舗装工事として発注するもの	130万円超	不可
	 土木一式工事及び管工事で舗		可
	装工を含むもの		